

新婚生活をスタートするあなたを応援します！

志賀町結婚新生活支援事業

志賀町では、経済的な理由等で結婚に踏み切れない気持ちを後押しし、町の少子化対策の推進及び若者の定住促進につなげるため、新婚生活のスタートに必要な住居に係る費用や引越費用を補助します。

＜補助対象世帯＞ ①または②に当てはまる世帯

- ① ウラ面「対象者簡易チェックリスト」の設問すべてに当てはまる世帯。
（※簡易版のため、詳細につきましては下記までお問い合わせください。）
- ② 令和6年度の当該補助金受給者のうち、補助上限額に満たなかった世帯。

＜交付申請（受付期間）＞

- ① 交付申請について
補助金等交付申請書に必要な書類を添えて、企画財政課震災復旧復興創生室に提出。
※様式は、震災復旧復興創生室窓口にお越しいただくか、志賀町ホームページにてダウンロードをお願い致します。
- ② 申請受付期間
令和7年6月1日から令和8年3月31日（開庁時間のみ受付します）

＜補助対象経費＞

- ◆住宅取得費用：新婚世帯が取得した住宅の建物購入費用または工事請負費用
- ◆リフォーム費用：新婚世帯が住宅をリフォームする際に要した費用
（※倉庫、車庫、外構等に係る工事費用等は対象外）
- ◆住宅賃借費用：新婚世帯が賃借した物件の賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料
- ◆引越費用：新婚世帯が引越業者または運送業者へ支払った作業費や運送費
※婚姻日より前に取得した住宅、実施（発注契約）したリフォーム、賃借した物件につきましては、下記担当課までご相談ください。

＜補助金額＞

令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に支払われた経費の合計額を対象とし、

1世帯当たり30万円を上限に補助します。

婚姻日において夫婦ともに29歳以下の場合は60万円を上限に補助します。

【お問い合わせ】

志賀町役場 企画財政課震災復旧復興創生室
〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古1
TEL：0767-32-9301（直通）

志賀町結婚新生活支援事業費補助金 対象者簡易チェックリスト

以下の設問について、すべて「はい」にチェックが入る方が対象です。

◆ 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された。

☐ はい （婚姻日： 年 月 日）

◆ 婚姻日時点において、夫婦ともに39歳以下である。

☐ はい （夫年齢： 歳 ・ 妻年齢： 歳）

◆ 補助の対象となる住居が志賀町内にあり、夫婦ともに当該住居に居住している。

☐ はい

◆ 夫婦の所得額（令和6年中）が500万円未満である。

☐ はい （夫所得： 円 ・ 妻所得： 円）

◆ 世帯全員が、町税及び町税に係る遅延金及び督促手数料を滞納していない。

☐ はい

◆ 夫婦のいずれもが、当該補助金に関連する費用について住宅扶助又は他の公的制度による補助等を受けていない。また、当該補助を受けたことがない。

☐ はい

◆ 世帯全員が、志賀町暴力団排除条例に規定する、暴力団員等ではない。

☐ はい

◆ 対象となる住宅の契約書等（登記事項証明書含む。）の名義人が、夫婦の双方又は一方であり、当該住宅に係る費用を夫婦が支払っている。

☐ はい

◆ 夫婦の双方が、志賀町に5年以上継続して居住する意思がある。

☐ はい

※上記の設問で「はい」にチェックが入らないものが1つでもある場合は、対象外となります。

また、対象となる費用については「志賀町結婚新生活支援事業費補助金の申請について」に詳細が記載されておりますので、ご確認ください。

お問い合わせ先：志賀町企画財政課震災復旧復興創生室（TEL:0767-32-9301）